

(参考資料)

(財) がん集学的治療研究財団
＜法人シート／事務・事業シート（概要説明書）＞

法人シート（概要説明書）						
法人名		(財) がん集学的治療研究財団				
当省担当部局		医政局	担当課・室名	総務課		
沿革		昭和55年 6月 財団法人認可 昭和56年12月 特定公益増進法人として認可				
※1 役員	役員数	15	うち常勤役員数	0	うち非常勤役員数	15
	職員数	17	うち常勤職員数	16	うち非常勤職員数	1
国家公務員再就職者の状況※2	官庁OB役員数	1 (1) →0 (0)	うち常勤役員数	0 (0) →0 (0)	うち非常勤役員数	1 (1) →0 (0)
	官庁OB職員数	1 (1) →1 (1)	うち常勤職員数	1 (1) →1 (1)	うち非常勤職員数	0 (0) →0 (0)
法人概要	目的 (何のために)	がんの手術を中心とする集学的治療に関する研究を助成援助するとともに、これに関する成果の解析・評価を行い、がんの最適治療法を確立し、もって国民の健康の向上に貢献すること。				
	対象 (誰/何を対象に)	がんの集学的治療に関する研究者				
	事務・事業内容 (手段、手法など)	①・・・がんの集学的治療に関する研究の助成事業（国からの補助事業） ②・・・がんの集学的治療に関するデータの収集・解析及びその結果の公表事業 ③・・・がんの集学的治療に関する講演会の開催及びがん治療の均てん化の援助に関する事業 ④・・・インターネットを活用した専門医の育成事業（国からの補助事業） ⑤・・・その他この法人の目的を達成するために必要な事業				
年間収入合計 (千円) ※3	527,768	年間支出合計 (千円)	524,441	負債額 (千円)	69,733	
会費収入	6,300	事業費	476,862	負債相当額	51,164	
財産運用収入	21,054	管理費	36,631	その他の負債	18,569	
寄付金収入	223,885	事業に不可欠な固定資産	3,948	正味財産額	894,368	
補助金等収入	213,614	その他の支出	7,000	内部留保額	92,660	
うち国から	213,614	資産額	964,101	内部留保水準(%)	17.9	
うち独法等から	0			年間収入に占める 国・独法等からの補助金等・委託費収入の割合(%)	40	
事業収入	60,000	基本財産	600,000	国・独法等からの補助金等(平成22年度(見込み))※4	77,516	
うち国からの委託費交付総額	0	公益事業基金	0	国からの権限付与の概要	根拠条文	
うち独法等からの委託費総額	0	運営固定資産	8,708			
その他の収入	2,915	引当資産等	211,569	—	—	
		その他の資産	143,824			

- (※1) 役職員の状況は、平成22年4月1日現在（常勤は、週3日以上勤務者）。
- (※2) 矢印左欄は平成21年12月1日現在。矢印右欄は平成22年7月1日現在。
また、括弧内はうち厚労省出身者数の記入。
- (※3) 年間収入合計等は、平成21年度決算ベースの額を記入。
- (※4) 名宛ての補助金等交付（の見込み）額を記入。

事務・事業シート (概要説明書)				
事業名	がん臨床研究推進事業			
会計勘定・項・目	(会計勘定) 一般会計 (項) 厚生労働科学研究費 (目) 厚生労働科学研究費補助金			
法人名	財団法人がん集学的治療研究財団			
事業担当部局	健康局	法人所管部局	医政局	
事務・事業概要	目的 (何のために)	厚生労働科学研究(がん臨床研究)に関し、当該研究事業の採択課題の研究を支援するため、海外のがん研究を取り入れること、若手研究者を育成すること及び研究支援者の活用を行うことにより、もって、我が国の厚生労働科学研究(がん臨床研究)の推進に資することを目的とする。		
	対象 (誰/何を対象に)	がん臨床研究の支援向上のため、招へいする外国人研究者、海外へ派遣する日本人研究者、若手研究者。		
	事務・事業内容 (手段、手法など)	(1) 外国人研究者招へい事業 (2) 外国への日本人研究者派遣事業 (3) 若手研究者育成活用事業 (4) 研究支援者活用事業		
	根拠法令(具体的な条文(①条①項など)も記載)	がん対策基本法第18条	関係する通知等	厚生労働科学研究推進事業実施要綱
	事業の補助割合	10/10		
	事業開始年度	平成18年度	事業終了年度	
事業の必要性 (事業を廃止した場合の問題点を含む。)	平成19年度策定の「がん対策基本法」及び「がん対策推進基本計画」中でも「がん研究の推進」については、課題の一つとしてより一層期待が寄せられている分野である。 このため、①がん研究者を増やし専門家の層を厚くすること、②日本国内に限らず、海外の先進的医療を吸収するため、先進国からの研究者の招へいや日本人研究者の派遣を行うこと、③研究事業を継続するため若手研究者の育成を行うこと、など、研究者の人的育成や人的支援を行うことは将来のがん研究やがん医療への発展に大きく寄与するものである。 本事業が停止されることとなった場合、すでに支援をしている研究者の研究が滞る事態のみならず、ひいては我が国のがん研究の衰退を招き、後進のがん研究者の育成機会を奪うこととなりかねない。 このような理由から、本事業ががん対策のために担う役割は必要不可欠である。			
補助の必要性 (補助を廃止した場合の問題点を含む。)	補助を廃止した場合、財団独自の財源で本事業を行うことは、困難である。 なお、補助金の内容は全て事業実施に必要な経費のみとなっていることから、補助が廃止されることにより、事業を廃止せざるを得なくなる。			
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無				

事務・事業シート (概要説明書)						
事業名		がん臨床研究推進事業				
成果目標		がん研究の推進を中心としつつ、基本計画に定める「がん研究」等の分野別施策を総合的かつ計画的に推進することにより、がんの年齢調整死亡率（75歳未満）を平成19年度から10年間で20%減少させることを目標として掲げている。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)		【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
		外国からの研究者の招へい	人	17	9	2
		日本人研究者の外国への派遣	人	8	6	1
		若手研究者の育成 (19年度から開始)	人	8	10	9
		研究支援者の派遣	人	26	25	20
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)		【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
予算執行率			%	100	100	100
パンフレット等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)			単位	H19年度	H20年度	H21年度
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
国で直接実施	可	理由	-			
	否	理由	国においては研究推進に必要な専門性の高いネットワークや、若手研究者育成等人材育成のノウハウを持ち合わせていないことから直接事業を行うことは困難であり、こうした情報や経験を持ち合わせている財団で事業を実施する方がより効率的に執行することができる。			
自治体、民間等への移行		想定する実施主体	-			
	可	理由	-			
	否	理由	厚生労働省科学研究（がん臨床研究）に関し、当該研究事業の採択課題の研究を支援するため、本事業を地方公共団体に移行させることは、理解を得ることが困難と思われる。 また、「外国人研究者の招へい」「日本人研究者の外国への派遣」「若手研究者育成」等の事業遂行では、がん研究に関する知識や医療分野における専門的なネットワークが必要となるが、これらを構築していくことは民間企業等では困難であると考えられる。			
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)		平成22年度予算において事業規模や事業内容の見直しを行い、がん集学的治療研究財団への平成22年度補助金については、前年度（平成21年度）比47%に削減している。 今後とも事業実施の効率化に努めていくところ。				

事務・事業シート (概要説明書)					
事業名	がん臨床研究推進事業				
事業の収支状況 (千円)	平成19年度 (決算額)	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算額)		
内訳	収入	139,467	143,340	112,284	
	国からの補助金収入	139,467	143,340	112,284	
	その他の収入	0	0	0	
	支出	139,467	143,340	112,284	
	収支差	0	0	0	
予算額	平成22年度予算額	人件費			
	事業費	52,974 千円	}	人件費 (厚労省〇B分内訳)	従事役職員数 (厚労省〇B分内訳)
	人件費	0 千円		役員	() 千円 () 人
	管理費	0 千円		常勤職員	() 千円 () 人
	総計	52,974 千円		非常勤職員	() 千円 () 人
決算額 (千円)	平成19年度 (決算額)	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算額)		
内訳	139,467	143,340	112,284		
	事業費	139,467	112,284		
	人件費	0	0		
	管理費	0	0		
再委託・補助	平成19年度 (決算額)	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算額)		
	再委託・補助 (件数/金額 (百万円))	0/0	0/0		
	うち厚労省〇Bが在籍している 団体等への再委託・補助 (件数 /金額 (同))	/	/		
再委託・補助先 (名称)	無し	無し	無し		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)		
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)	
-	-	-	-	

【過去に大きく報道された指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)		
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)	
-	-	-	-	

事務・事業シート (概要説明書)				
事業名	インターネットを活用した専門医の育成等事業費			
会計勘定・項・目	(会計勘定) 一般会計 (項) 健康増進対策費 (目) 衛生関係指導者養成等委託費			
法人名	(財) がん集学的治療研究財団			
事業担当部局	健康局	法人所管部局	医政局	
事務・事業概要	目的 (何のために)	全国におけるがん医療の均てん化を図ることを念頭に、日々の業務に時間をとられて新たな知識の獲得や技能の向上のための学習を十分に行うことができないがん医療に専門的に携わる医師に対し、インターネットを活用して知識や技能の習得を可能とする環境を構築するとともに、がん診療連携拠点病院で行われている緩和ケア医療の実施内容及び相談支援センターにおける相談業務内容について指導等を行うことにより、当該分野の更なる質の向上を図ることを目的とする。		
	対象 (誰/何を対象に)	(1) 情報通信による育成事業 (eラーニング) がん医療に携わる医師 (2) がん医療水準向上指導事業 がん診療連携拠点病院で行われている緩和ケア及び相談事業に携わる者		
	事務・事業内容 (手段、手法など)	(1) 情報通信による育成事業 (eラーニング) 緩和ケア、精神腫瘍学、放射線療法、化学療法、基盤的分野の5コースについて、関係学会等の協力のもと、当該分野における専門的な知識や技能を医師が身につけることができるよう、必要な学習内容を定め、eラーニングのコンテンツを作成し、インターネット上からの知識及び技能習得を可能とするシステムを構築する。 (2) がん医療水準向上指導事業 全国のがん医療の均てん化を図ることを念頭に、がん診療連携拠点病院における緩和ケア及び相談事業の実態を把握し、がん医療水準の向上に向けた指導マニュアルの作成を行う。		
	根拠法令 (具体的な条文 (①条①項など) も記載)	がん対策基本法第14条	関係する通知等	がん対策基本法及びがん対策推進基本計画 平成21年度インターネットを活用した専門医の育成等事業委託費交付要綱 平成21年度インターネットを活用した専門医の育成等事業実施要綱
	事業の補助割合	委託事業		
	事業開始年度	平成20年度	事業終了年度	平成22年度
事業の必要性 (事業を廃止した場合の問題点を含む。)	平成19年4月に施行された「がん対策基本法」において、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができる体制整備、がん医療に関する情報提供体制の整備などを推進するために必要な施策を講ずるものとされている。また、同年6月に策定された「がん対策推進基本計画」における重点的に取り組むべき課題の一つとして、放射線療法及び化学療法を専門的に行う医師を養成や当該医師と協力してがん治療を支えることができるがん治療に関する基盤的な知識や技能を有した医師の養成、治療の初期段階からの緩和ケアの実施などが課題として掲げられているところである。 (1) 情報通信による育成事業 (eラーニング) がん医療に携わる専門医の育成については、がん対策基本法及びがん対策推進基本計画のほか、民主党マニフェストに「化学療法専門医・放射線治療医・病理医などを養成する。」と記載されていることや、がん対策推進協議会から「がん薬物療法 (化学療法) 専門家のためのeラーニングシステム」事業が推奨施策の一つとして提案されている。 なお、本事業については、現在、インターネット上で講義を受けるためのコンテンツを作成している状況であり、本事業を廃止することは、これまでの投資効果が無駄となることに加え、がん対策基本法及びがん対策基本計画に定められた、がん専門医育成への取組が後退することとなり、その結果、国民に日進月歩の最適な集学的治療を提供することが困難となる。 (2) がん医療水準向上指導事業 がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に定められた、治療の初期段階からの緩和ケアの実施やがん医療に関する相談支援及び情報提供を確実にを行うため、緩和ケアや相談事業に携わる者の水準を一定レベル以上とする必要がある。			
補助の必要性 (補助を廃止した場合の問題点を含む。)	(1) 情報通信による育成事業 がん専門医に必要な学習能力を得るためのコンテンツを作成するためには、がんの専門分野毎に多くの学会との調整をする能力を有していることが必要であるとともに、コスト縮減の観点から5コースのeラーニングを一本化してできるところが効率的である。このため、委託先として、がんの集学的治療に関する成果の解析・評価を行い、がんの最適治療法はもとより、患者に優しい治療法の確立を目指し、もって国民の健康の向上に貢献することを目的としている (財) がん集学的治療研究財団を選定したところ。 なお、当該事業は、平成20年度から事業を開始しており、現在は、ハードの整備が終了し、各コース毎のコンテンツ作りを開始しているところであるが、本事業を途中で中止することは専門医育成事業の後退を招くほか、これまでの投資効果が無駄となる。 (2) がん医療水準向上指導事業 緩和ケア及び相談員の研修については、別の組織が実施しているところであるが、全国の緩和ケアや相談事業に携わる者の水準を把握し、指導するためには、研修実施主体とは別の組織による客観的な判断により、本事業を行う必要があることに加え、当該分野の知識が必要であるため、緩和ケアを含めた集学的治療に関する法人である本法人を委託先として選定したところ。 当該事業は、平成20年度から事業を開始し、各拠点病院における緩和ケア及び相談事業の実態を把握し、現在、医療水準を向上させるための指導マニュアルを作成しているところであり、今後、事業の評価を行うことを予定しており、本事業を途中で中止することは、これまでの事業が無駄となる。 なお、指導マニュアルを作成及び事業評価後における継続的な医療水準の把握については、事業内容や実施主体などを含め総合的に検討を行ってまいりたい。			

事務・事業シート (概要説明書)					
事業名	インターネットを活用した専門医の育成等事業費				
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無	無し				
成果目標	(1)情報通信による育成事業(eラーニング) がん医療に携わる医師におけるがんの集学的治療の知識向上 (2)がん医療水準向上指導事業 がん診療連携拠点病院で行われている緩和ケア及び相談事業に携わる者の医療水準向上				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	がん医療を専門とする医師の学習内容の検討		—	済	済
	インターネット上からの知識・技能習得を可能とするシステム構築		—	済	済
	緩和ケア及び相談事業に携わる者の実態把握		—	済	済
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	がん医療を専門とする医師の学習プログラム検討委員会	回	—	4	3
	医療水準調査コア委員会	回	—	1	1
予算執行率		%	—	100	100
パンフレット等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)		単位	H19年度	H20年度	H21年度
	がん医療を専門とする医師を目指す方へ	冊	—	20,000	20,200
	医療水準調査報告書	冊	—	900	900
国で直接実施	可	理由	—		
	否	理由	国では、がん対策推進基本計画に定められた個別目標を達成するための各種施策を行っているところであるが、これに加え、当該事業を現在の体制で行うこととなると、がん対策の総合的かつ計画的な推進に支障が生じることとなりかねない。国で実施するためには、人員の拡充が必須である。このため、当該事業を行うにあたり、既存資源を有効活用できる当該法人に業務を委託することで、事業が効率的に実施できるものと考えている。		
自治体、民間等への移行		想定する実施主体	一般社団法人日本癌治療学会		
	可	理由	平成22年度までにシステム構築業務が完了し、平成23年度以降はコンテンツの利用促進及びコンテンツの更新が主な業務となるが、コンテンツの利用を促進するためには現委託先より癌治療専門の医師が多数会員として所属し、がん医療関係者に広く周知を行うことが期待できる癌治療学会に業務委託することがより効率的であり、コンテンツの更新を行う際に必要となる医学的専門性等コンテンツの内容面について質が担保されている同学会に業務委託を行うことが適切であると考えられるため。		
	否	理由	インターネットを利用可能な環境があれば、いつでも、どこでもがんの集学的治療について、学ぶことができるシステムを構築する事業であり、全国の医師を対象としていることから、国が実施すべき事業であり、自治体へ移行することはない。また、民間での実施についても、事業の実施に当たっては、最新のがんの集学的治療についての知識があり、関係学会との連携が必要となるため、困難である。		
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)	事業の見直しを図り、平成23年度概算要求においては、(2)がん医療水準向上指導事業を廃止するとともに、委託先を一般社団法人癌治療学会とした。なお、平成22年度予算において公益法人への国庫金支出の徹底的な見直しの観点より、支出額の見直しを行い、21年度予算と比較して76.5%の規模となっているため、22年度の事業実施においては、大幅な事業実施見直し、又は事業実施効率の見直しを行うところであり、今後更なる予算額の削減は事業の運営上困難である。				

事務・事業シート (概要説明書)						
事業名		インターネットを活用した専門医の育成等事業費				
事業の収支状況 (千円)		平成19年度 (決算額)	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算額)		
内訳	収入	—	101,346	101,330		
	国からの補助金収入	—	101,346	101,330		
	その他の収入	—	0	0		
	支出	—	101,346	101,330		
	収支差	—	0	0		
		平成22年度予算額	人件費			
予算額	事業費	77,516 千円	}	人件費 (厚労省OB分内訳)		従事役員数 (厚労省OB分内訳)
	人件費	千円		役員	() 千円	() 人
	管理費	千円		常勤職員	() 千円	() 人
	総計	77,516 千円		非常勤職員	() 千円	() 人
		平成19年度 (決算額)	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算額)		
決算額 (千円)		—	101,346	101,330		
内訳	事業費	—	101,346	101,330		
	人件費	—	—	—		
	管理費	—	—	—		
		平成19年度 (決算額)	平成20年度 (決算額)	平成21年度 (決算額)		
再委託・補助	再委託・補助 (件数/金額 (百万円))	—	1/74	1/76		
	うち厚労省OBが在籍している団体等への再委託・補助 (件数/金額 (同))	—	0/0	0/0		
	再委託・補助先 (名称)	—	(株)サイバーリーガルクエスト	(株)サイバーリーガルクエスト		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)		
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)	
—	—	—	—	

【過去に大きく報道された指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)		
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)	
—	—	—	—	